

別紙（第4条関係）

1 ごみ減量大作戦実行店

次の号に適合する事業者

- (1) ごみの減量化・資源化・啓発活動に関して A 欄に掲げる事項を全て実施している又は、A 欄及び B 欄に掲げる事項のうち5つ以上実施していること。

- A
- ア 買物袋持参の奨励
 - イ 白色半透明又は無色透明以外のポリエチレン袋使用の自粛
 - ウ 新聞・広告、雑誌・雑紙、ダンボール類等の資源回収業者への引渡し
 - エ 再商品化又はリサイクルしやすい製品の優先的な購入又は使用
 - オ 従業員に対する環境教育・研修等の実施
- B
- カ 簡易包装・無包装の推進
 - キ 詰め替え用商品等を積極的に販売
 - ク 裸売りや量り売りの推進
 - ケ 商品販売時の下取り等の実施
 - コ 事務用紙その他の紙の使用量の抑制
 - サ 集積場に計量器又は記録表を設置して排出量を予測
 - シ ペットボトル、牛乳パック、発泡スチロール製食品用トレイ、空き缶、空き瓶、乾電池等の資源物の店頭回収
 - ス 再生紙トイレットペーパー等の再生品又はエコマーク付商品、グリーンマーク付商品等の環境関連物品の販売
 - セ 厨芥類の自家処理
 - ソ 市が行うごみの減量等に関する施策への積極的な参加
 - タ リサイクル等の地域活動への協力及び情報提供
 - チ 顧客に対するごみの減量化、資源化等の情報提供
 - ツ 取引先への環境の保全等に関する働きかけ
 - テ その他創意工夫によるごみの減量化の推進

2 ごみ減量大作戦実行事業所

次の号に適合する事業者

- (1) ごみの減量化・資源化・啓発活動に関して A 欄に掲げる事項を全て実施している又は、A 欄及び B 欄に掲げる事項のうち5つ以上実施していること。

- A
- ア 紙容器、プラスチック容器その他の使い捨て容器の使用自粛
 - イ 事業所内でのごみ分別の徹底及びリサイクル
 - ウ 新聞・広告、雑誌・雑紙、ダンボール類等の資源回収業者への引渡し
 - エ 従業員に対する環境教育・研修等の実施
 - オ 取引先への環境の保全等に関する働きかけ

- B カ 事務用紙その他の紙の使用量の抑制
- キ 集積場に計量器又は記録表を設置して排出量を予測する
- ク 機密文書の資源化
- ケ 刊行物、広告チラシ、事務用紙等の再生紙への利用
- コ 再利用又はリサイクルしやすい製品の優先的な購入又は使用
- サ 厨芥類の自家処理
- シ 市が行うごみの減量等に関する施策への積極的な参加
- ス リサイクル等の地域活動への協力及び情報提供
- セ 顧客に対するごみの減量化、資源化等の情報提供
- ソ その他創意工夫によるごみの減量化の推進